

2020年3月17日

被保険者各位

石原産業健康保険組合

被扶養者異動手続きについて

新年度を迎えるにあたり、次に該当する被扶養者は石原産業健康保険組合（以下健保）の資格を喪失しますので、該当する場合は早急に手続きをお願いいたします。

1. 対象者
 - ① 18歳以上28歳未満で
 - ・学校を卒業し、その後は無職・パート・アルバイトである
 - ・就職し、別の健康保険(組合・協会)の被保険者となった
 - ・学校を中途退学した
 - ② パート・アルバイトで勤務していたが、雇用契約の変更等により収入が増加し、被扶養者に該当する基準額を超えた、または超える予定である。
 - ③ 正社員になり、別の健康保険(組合・協会)に加入した。
2. 手続き
被扶養者届に必要事項を記入の上、健康保険証を添えて各事業所の人事・労務担当者経由で提出してください。
(用紙は健保イントラネット HP に掲載しています)
3. 提出期限
異動の日より5日以内
4. ご注意
 - ・ 18歳以上で無職であるが、病気療養中等で働くことができない場合は健保にご相談ください。
 - ・ 喪失後、当健保の健康保険証で医療機関に受診された場合、健保負担分（7割）を請求させていただきます。
 - ・ お手元の当健保の健康保険証については、喪失日以降はご使用になれませんので早急にご返却願います。

健康保険組合では、18歳以上60歳未満の方は原則として被扶養者になれません。(※)但し、28歳未満までの学生、病気療養等で働くことができない方を除きます。(要証明)

(※)配偶者に限り、給与収入等が130万円未満の方は被扶養者になることができます。
詳しくは健保までお問い合わせください。

以上